

## 共同研究に係る間接経費の算出に関する要項

平成30年4月1日 学長裁定

### (趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人小樽商科大学共同研究規程第20条の規定に基づき、第9条第2項に規定する間接経費に関して必要な事項を定めるものとする。

### (間接経費の決定)

第2条 間接経費について、民間機関等と協議する場合、次の各号に掲げる経費の合計額により算出することを原則とする。ただし、学長がやむを得ないと認める場合には、この限りではない。

- (1) 研究の遂行に関連して、直接経費以外に必要となる経費（以下「管理的経費」という。）として、直接経費の10%に相当する額
- (2) 研究の遂行に従事する教員の人件費相当額として、従事する教員1人につき1時間あたり5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、直接経費のみを受理することができる。

- (1) 民間機関等が国（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）である場合
- (2) 民間機関等が特殊法人、許可法人、独立行政法人又は地方公共団体で、財政事情で間接経費がない場合
- (3) 競争的資金による研究費のうち、当該研究費にかかる間接経費が措置されていない場合

### (事務)

第3条 この要項の実施に関する事務は、学術情報課が行う。

### (雑則)

第4条 この要項に定めるもののほか、間接経費に関し必要な事項は、学長が別に定める。

### 附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。